

年金制度の給付

種類	条 件	年 金 額
----	-----	-------

■ 公的年金の加入期間が25年以上（資格期間）あれば65歳からうけられる。

※資格期間は、昭和36年4月から数えるのが原則で、次の①～④を合算できる。

① 厚生年金の加入期間。昭和31年4月1日以前生まれの人は、生年月日により20～24年あればよい。

昭和26年4月1日以前生まれの人は40歳（女性は35歳）以後の期間が15～19年あればよい。

② 国民年金の保険料を納めた期間、保険料を免除された期間。

③ 昭和61年3月以前の厚生年金加入者の妻の国民年金未加入期間、平成3年3月以前の学生の国民年金未加入期間、厚生年金の脱退手当金をうけた期間、海外在住の期間。

④ 平成12年4月以後の学生の保険料納付特例、平成17年4月～27年6月の若年者の保険料納付猶予を受け、国民年金保険料を追納しなかった期間。

※③④は資格期間として計算するが、年金額には反映されない。

老齢基礎年金
(65歳から)

■ 公的年金の加入期間が40年間（昭和16年4月1日以前生まれの人は、昭和36年4月1日から60歳になるまでの年数＝加入可能年数）ある場合に、満額の788,900円。加入期間が不足する場合は、次の式で計算した額。

$$788,900円 \times \frac{\text{公的年金の加入月数}^*}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

※国民年金の保険料免除期間については、平成21年3月までの期間は「全額免除月数×1/3」「3/4免除月数×1/2」「半額免除月数×2/3」「1/4免除月数×5/6」で、平成21年4月からの期間は「全額免除月数×1/2」「3/4免除月数×5/8」「半額免除月数×3/4」「1/4免除月数×7/8」で計算。

■ 妻の振替加算

昭和41年4月1日以前生まれで、夫の老齢厚生年金の加給年金額の対象者だった妻は、生年月日に応じて227,000円～15,200円の額が老齢基礎年金に振替加算される。

■ 定額部分と報酬比例部分を合算した額、または報酬比例部分のみの額（下表参照）。

定 額 部 分	報 酬 比 例 部 分
生年月日に応じて 1,676円 × 1.875 ～ 1 × 加入月数 × 0.981	平15.3以前 生年月日に応じて 平15.3 の平均標準 × 10～7.5 × 加入月数 報酬月額 1000 +

※報酬比例部分の計算式は、平成12年の年金改正前の給付水準を保障するための従前額保障年金額のもの。

★総報酬制の導入により、平成15年4月以後はボーナスを含めた収入月額を使う。

$$\left(\begin{array}{l} \text{平15.3以前} \\ \text{の平均標準} \end{array} \times \frac{\text{生年月日に応じて} \text{平15.3}}{1000} + \begin{array}{l} \text{平15.4以後} \\ \text{の平均標準} \end{array} \times \frac{\text{生年月日に応じて} \text{平15.4}}{1000} \right) \times \text{加入月数}$$

報酬額★

■ 定額部分＋報酬比例部分の年金をうけられる人に、65歳未満の配偶者、子（18歳の年度末まで、障害者の場合は20歳未満）がいる場合は、次の額の加給年金額を加算。

配 偶 者	227,000円*
1人目・2人目の子	各227,000円
3人目以降の子	各 75,600円

*年金をうけられる人が昭和9年4月2日以後生まれの場合は、その人の生年月日に応じて、さらに33,500円～167,500円を特別加算。

60歳台前半の老齢厚生年金

■ 男性は昭和36年4月1日以前生まれ、女性は昭和41年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金をうけられる資格期間のある人が、生年月日に応じて60～64歳から、65歳になるまでの間に限ってうけられる。

■ 年金の支給開始年齢が引き上げられる人（下表参照）については、定額部分の支給開始年齢が61～64歳の人は「老齢基礎年金の全部」または「定額部分の一部＋老齢基礎年金の一部」を、60歳から報酬比例部分のみをうける人は「老齢基礎年金」を、報酬比例部分の支給開始年齢が61～64歳の人は「報酬比例部分＋老齢基礎年金」を、60歳台前半の老齢厚生年金をうけられない人は「老齢厚生年金＋老齢基礎年金」を、繰り上げてうけることができる（年金額は所定の率で減額）。

※平成19年4月以後に離婚した場合は、夫婦の同意または裁判所の決定があれば、夫婦で報酬比例部分を分割することができる。また、平成20年4月以後の妻(夫)の第3号被保険者期間にかかる夫(妻)の報酬比例部分については、夫婦の同意がなくても、分割することができる（65歳以降も同じ）。

■ 在職中の老齢厚生年金

65歳未満で在職中（厚生年金に加入中）の場合は、収入月額（給料＋ボーナスの1/12）と年金月額に応じて年金月額が調整される。①年金月額（加給年金額を除く。以下同じ）と収入月額の合計が28万円までは、年金月額を全額支給。②収入月額が46万円までは、年金月額と収入月額の合計が28万円を超える場合、超えた収入月額の半分に相当する年金月額をカット。③収入月額が46万円を超えるときは、②に加えてさらに収入月額が増加した分だけ年金月額をカット。

※失業給付（基本手当）を受給中は、老齢厚生年金を支給停止。

※高年齢雇用継続給付を受給中は、老齢厚生年金の支給額を調整。

■ 厚生年金に1ヵ月以上加入したことのある人が、老齢基礎年金をうける資格期間を満たしたとき、65歳から老齢基礎年金と併せてうけられる。

■ 在職中の老齢厚生年金

65歳以上で在職中（70歳未満で厚生年金に加入中または70歳以上で厚生年金の適用事業所に勤務中）の場合は、収入月額と年金月額に応じて年金月額が調整される。①年金月額（加給年金額、経過的加算を除く。以下同じ）と収入月額の合計が46万円までは、年金月額を全額支給。②年金月額と収入月額の合計が46万円を超える場合は、超えた額の2分の1をカット（①・②の場合とも、老齢基礎年金は全額支給）。

老齢厚生年金
(65歳から)

■ 報酬比例の年金額（60歳台前半の老齢厚生年金の報酬比例部分と同じ計算式で計算）に、加給年金額（60歳台前半の老齢厚生年金の加給年金額と同額）を加算した額。

■ 経過的加算

老齢基礎年金が60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分より低い場合は、報酬比例の年金額に、次の式で計算した額を加算。

$$60\text{歳台前半の老齢厚} - 788,900円 \times \frac{\text{昭36.4以後で20歳以上60歳未満の厚生年金の加入月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$